

4ヶ月健診



すくすく育て



乳幼児健診

平成26年2月21日(千寿苑)
平成26年2月28日(清和保健センター)

7ヶ月健診



1歳児健診



子育て世帯臨時特例給付金のご案内

1 子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられますが、子育て世帯への影響を緩和する等の観点から、臨時的な措置として支給する予定です。

2 給付対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

3 給付対象児童

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く)

4 給付額

○給付対象児童1人につき **1万円**

5 申請手続

・申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。

子育て世帯臨時特例給付金 お問い合わせ先

具体的な申請の受付時期・手続等については、決まり次第、町のホームページ、広報紙等で伝える予定です。

山都町健康福祉課福祉係 0967-72-1229
厚生労働省専用ダイヤル 0570-037-192
(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

子育て世帯臨時特例給付金詐欺にご注意ください。

「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、

- 市町村や厚生労働省がATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省が、給付のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。